

各 位

会 社 名 株式会社 石井工作研究所
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 一彦
(コード 6314 JASDAQ)
問 合 せ 先 取締役管理部長 時枝 典生
T E L (097) 544-1001

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 38 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告の周知性向上及び合理化を図るために当社の公告の方法を電子公告とし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行なえるよう、現行定款第 4 条（公告方法）に所要の変更を行なうものであります。
- (2) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第 9 条（単元未満株式の買増し）を新設し、これに伴う所要の変更を行なうものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行なうものであります。
- (4) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第 32 条第 2 項のとおり新設するものであります。なお、変更案第 32 条第 2 項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、親会社であるモバイルクリエイイト株式会社と決算期を 12 月末に統一することで、グループ会社として、経営計画の策定や業績管理など全般にわたってより効率的な事業運営を図るため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第 13 条、第 44 条、第 45 条及び第 46 条に所要の変更を行なうものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 39 期事業年度は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。
- (6) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。(下線部分が変更箇所)

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商 号) 当社は、株式会社石井工作研究所と称し、英文では、ISHII TOOL & ENGINEERING CORPORATIONと表示する。</p> <p>第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ①電気機械器具の開発・製造・販売 ②金属及び非鉄金属並びに合成樹脂の販売 ③自動機器の設計及び製造並びに販売 ④コンピュータシステムの設計及び販売 ⑤建築物、構築物及び付帯設備の設計、施工 監理及び販売 ⑥建築工事の設計、施工及び監理 ⑦不動産の売買、賃貸、管理及び仲介 ⑧環境改善機器の開発・製造・販売 ⑨損害保険代理店に関する一切の業務 ⑩生命保険の募集に関する業務 ⑪前号に付帯する一切の業務</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を大分県大分市に置く。</p> <p>第 4 条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行なう。</u> (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告は、<u>電子公告により行なう。</u> <u>2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p>

第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、30,000,000 株とする。</p>	(現行どおり)
<p>第 7 条 (自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>	(現行どおり)
<p>第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	(現行どおり)
<p>第 9 条 (単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	(現行どおり)
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
	<p>第10条 (単元未満株式の買増し) <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれ</p>	<p>第11条 (株主名簿管理人) (現行どおり)</p>

を取扱わない。

第11条 (株式等取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主権の行使の手続等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式等取扱規程による。

(新 設)

第 3 章 株 主 総 会

第12条 (株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 (招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過

第12条 (株式等取扱規程)

(現行どおり)

第13条 (基準日)

当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公示して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第 3 章 株 主 総 会

第14条 (株主総会の招集)

定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(削 除)

第15条 (招集権者及び議長)

(現行どおり)

第16条 (決議の方法)

(現行どおり)

半数をもって行なう。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

第16条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第19条 (員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。

(新設)

第20条 (選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数

第17条 (議決権の代理行使)

(現行どおり)

第18条 (議事録)

(現行どおり)

第19条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

(現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

第20条 (取締役の員数)

当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第21条 (取締役の選任)

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

(現行どおり)

をもって行なう。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 (任 期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新 設)

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新 設)

(新 設)

第22条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(現行どおり)

第22条 (任 期)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削 除)

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第23条 (代表取締役及び役付取締役)

(現行どおり)

第24条 (取締役会の招集権者及び議長)

(現行どおり)

<p>第24条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条 (取締役会の決議方法)</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</p> <p>2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新 設)</p> <p>第26条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第27条 (取締役会規程)</p> <p>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>第25条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (取締役会の決議方法)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第28条 (取締役会の決議の省略)</p> <p><u>当社は取締役会の決議事項について取締役の全員(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第29条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第30条 (取締役会規程)</p> <p>(現行どおり)</p>
--	--

<p><u>終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>第34条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第36条 (監査役会の決議方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p>	(削 除)
<p><u>第37条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第38条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第39条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第40条 (監査役の責任免除)</u> <u>当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社</u></p>	(削 除)

<p><u>外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第41条 (選任方法) 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>第42条 (任 期) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の締結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会にお</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 5 章 監 査 等 委 員 会</p> <p>第33条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第34条 (監査等委員会の決議方法) <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行なう。</u></p> <p>第35条 (監査等委員会の議事録) <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第36条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第37条 (選任方法) (現行どおり)</p> <p>第38条 (任 期) (現行どおり)</p>
---	---

いて再任されたものとする。

第43条 (会計監査人の責任免除)

当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(新 設)

第 7 章 計 算

第44条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第45条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(新 設)

第46条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第47条 (配当の除斥期間)

当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(新 設)

第39条 (会計監査人の責任免除)

(現行どおり)

第40条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第41条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(削 除)

第42条 (期末配当金)

当社は株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

第43条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第44条 (配当の除斥期間)

(現行どおり)

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

(新 設)	附 則
(新 設)	<p><u>第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第38期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 2 条</u></p> <p><u>第40条の規定にかかわらず、平成28年4月1日から始まる第39期事業年度は、平成28年12月31日までの9か月間とする。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 3 条</u></p> <p><u>第42条の規定にかかわらず、第39期事業年度の間配当の基準日は平成28年9月30日とする。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 4 条</u></p> <p><u>本附則は平成28年12月31日まで有効とし、同日に経過をもって削除する。</u></p>